

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

利用者本位を第一に、適切なサービスが受けられるよう、サービス計画を作成することを目的とします。

- (1) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (2) 事業所の従業員は要介護等の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とします。
- (3) 利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公平中立に行うことを目的とします。

利用者及びその家族に対しては、当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。

2 職員の職種、員数及び職務内容

事業所にはつぎの職員を配置します。

管理者 1 名

介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係わる調整、業務実施状況の把握、その他の管理を行うと共に、従業者に運営規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員 1 名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設を利用できるよう市町村、居宅サービスを行う者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

3 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月～金曜日（土・日・祝日・お盆 8/13～15・年末年始 12/29～1/3 を除く）
- (2) 営業時間 9 時 00 分～18 時 00 分

4 指定居宅介護支援の提供方法

利用者の相談は、当事業所相談室、利用者の居宅において行います。

課題分析にあたっては、自社独自のアセスメント様式を使用します。利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、課題分析標準項目に従い情報を収集し解決すべき課題を把握します。

5 利用料等

- (1) サービス計画作成、管理費は原則として利用者負担は有りません。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の方の場合は、別途交通費の実費をいただきます。
- (3) その他の費用の徴収が必要となった場合は、利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収します。

＜居宅介護支援事業＞

居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ） （取扱件数 45 件未満）	要介護 1・2 10,860 円/月 要介護 3・4・5 14,110 円/月
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ） （45 件以上 60 件未満の部分適応）	要介護 1・2 5,440 円/月 要介護 3・4・5 7,040 円/月
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ） （取扱件数 60 件以上の部分適応）	要介護 1・2 3,260 円/月 要介護 3・4・5 4,220 円/月
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ） （一定の情報通信機器の活用又は事務職員配置。取扱件数 50 件未満）	要介護 1・2 10,860 円/月 要介護 3・4・5 14,110 円/月
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ） （一定の情報通信機器の活用又は事務職員配置。50 件以上 60 件未満）	要介護 1・2 5,270 円/月 要介護 3・4・5 6,830 円/月
居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅲ） （一定の情報通信機器の活用又は事務職員の配置。取扱 60 件以上）	要介護 1・2 3,160 円/月 要介護 3・4・5 4,100 円/月
初回加算 （新規か介護度が 2 段階以上変更となった場合）	3,000 円/月
特定事業所加算（Ⅰ） 特定事業所加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅲ） 特定事業所加算（Ⅳ） （主任介護支援専門員配置とその他条件に従って算定）	（Ⅰ）5,190 円/月 （Ⅱ）4,210 円/月 （Ⅲ）3,230 円/月 （Ⅳ）1,140 円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）・入院時情報連携加算（Ⅱ） （利用者が病院又は診療所へ入院し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合）	1 日以内 （Ⅰ）2,500 円/月 2 日以上 3 日以内（Ⅱ）2,000 円/月
退院・退所加算 （入院・入所の場合に退院・退所にあたり病院等の職員と面談を行い必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合） ※入院期間中に 1 回を限度として算定。 条件に従って（Ⅰ）ⅰ（Ⅰ）ⅱ （Ⅱ）ⅰ（Ⅱ）ⅱ （Ⅲ）	（Ⅰ）ⅰ 4,500 円 （Ⅰ）ⅱ 6,000 円 （Ⅱ）ⅰ 6,000 円 （Ⅱ）ⅱ 7,500 円 （Ⅲ） 9,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 （病院等の求めにより当該病院等の職員と共に利用者宅でカンファレンスを行い必要に応じ居宅サービス等の調整を行った場合）	2,000 円/回 （月 2 回限度）
ターミナルケアマネジメント加算 （在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅訪問等を行った場合）	4,000 円/月
特定事業所医療介護連携加算 （前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定している場合）	1,250 円/月
通院時情報連携加算 （利用者が医師の診察を受ける際に同席し医師等と必要な情報交換を行い居宅サービス計画に記録した場合）	500 円/月

業務継続計画（BCP）未実施減算 以下の基準に適合していない場合 ① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 ※2025 年 4 月 1 日から減算適用
高齢者虐待防止の推進 以下の措置が講じられていない場合 ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業員へ周知徹底 ② 上記措置を実施するための担当者の設置	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
身体拘束等の適正化の推進 以下の措置が講じられていない場合 ① 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない ② 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント ① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内。隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ② 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者	所定単位数の 95%を算定

※当事業所では、居宅介護支援費（Ⅰ）と要件に伴い、初回加算、入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）、退院・退所加算（Ⅰ）イ～（Ⅲ）、通院時情報連携加算を算定させていただきます。

・看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等について必要なケアマネジメント業務・書類整備等を行った場合は居宅介護支援費を算定させていただきます。

・退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始する場合は、主治の医師等に入院中の医療機関の医師を含み、指示があることを確認いたします。利用者がこれらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等に意見を求めるとともに当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画について交付いたします。

・当事業所において作成されたケアプランの総数のうち訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与が位置付けられているケアプランの数の割合、それらの 4 種類の介護サービス別にケアプランにおいて位置付けた介護サービス提供事業所ごとの割合について毎年度 2 回別紙にて報告させていただきます。

・事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、事業所内での「書面掲示」に加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表いたします。

6 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

7 ハラスメント対策について

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメントなどの行為を禁止します。

8 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、研修・訓練を実施し、定期的に見直し・変更を行います。

9 通常の事業の実施地域

桂川町 嘉麻市 飯塚市 田川市 直方市の区域とします。

10 苦情処理の体制

利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置き、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。

申立先 { ケアプランサービス かなめ
〒820-0607 福岡県嘉穂郡桂川町大字土師 3689 番地
TEL 0948-43-9235
管理者 飯田 伸吾

当該事業所以外の苦情受付先

○ 福岡県広域連合桂川支部

〒820-0606 嘉穂郡桂川町大字土居 360 番地 TEL 0948-65-1151

○ 嘉麻市役所 介護保険課

〒821-8501 嘉麻市上山田 392 番地 TEL 0948-53-1182

○ 飯塚市役所 介護保険課

〒820-0003 飯塚市新立岩 5 番地 5 TEL 0948-22-5500

○ 福岡県広域連合田川支部

〒825-0016 田川市新町 18 番地 7 TEL 0947-49-1093

○ 直方市役所 介護保険課

〒822-8501 直方市殿町 7 番地 1 TEL 0949-25-2000

○ 福岡県介護保険広域連合 本部

〒812-0044 福岡市博多区千代 4 丁目 1-27 TEL 092-643-7055

○ 福岡県国民健康保険団体連合会

〒821-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 TEL 092-642-7859

11 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。